(号外第 166 号)

平成 29 年 7 月 31 日 月曜日

第六条 法第六条第三項の港及び飛行場を次

第六条 法第六条第三項の港及び飛行場を次

(輸入場所の指定

改

正

前

(輸入場所の指定)

〇農林水産省令第四十八号

平成二十九年七月三十一日

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

の表により、

改

正

後

のとおり定める。 釜石港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港、 館港、小樽港、石狩湾港、留萌港、稚内 釧路港、十勝港、苫小牧港、室蘭港、 青森港、 紋別港、網走港、根室港、花咲港、 八戸港、 **久慈港、宮古港、** 函

秋田船川港、能代港、酒田港、

相馬港、

秋田船川港、能代港、酒田港、相馬港、 釜石港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港

日立港、常陸那珂港、鹿島港、

小名浜港、日立港、

常陸那珂港、鹿島港、

の一部を改正する省令を次のように定める。 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規則

農林水産大臣 山本 有

改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える

のとおり定める。 釧路港、十勝港、苫小牧港、室蘭港、 青森港、八戸港、 小樽港、 紋別港、 石狩湾港、留萌港、稚内 網走港、根室港、花咲港、 **外慈港、宮古港、** 函

> 鳥取港、 姫路港、 里港、長崎港、 博多港、苅田港、三池港、唐津港、伊万 居浜港、三島川之江港、高知港、須崎港、 高松港、宇和島港、松山港、今治港、新 福山港、尾道糸崎港、竹原港、呉港、 前崎港、三河港、衣浦港、名古屋港、 姫川港、直江津港、 武中城港、 大分港、佐伯港、細島港、 原港、水俣港、八代港、三角港、熊本港、 徳島小松島港、詫間港、丸亀港、坂出港、 田尻中関港、山口港、宇部港、関門港、 島港、岩国港、平生港、徳山下松港、三 賀港、福井港、田子の浦港、 木富山港、七尾港、金沢港、 木更津港、千葉港、 境港、浜田港、宇野港、水島港、 新宮港、日高港、和歌山下津港、 津港、舞鶴港、阪南港、阪神港、 那覇港、平良港、 佐世保港、比田勝港、厳 川内港、 柏崎港、 京浜港、 油津港、志布 米ノ津港、 名古屋港、四、清水港、御、清水港、御 石垣港 広

略)

この省令は、 附

公布の日から施行する。

那覇港、 児島港、 国港、平生港、徳山下松港、三田尻中関 姫川港、直江津港、 俣港、八代港、三角港、熊本港、大分港、 崎港、佐世保港、比田勝港、 苅田港、三池港、唐津港、伊万里港、長 宇和島港、松山港、今治港、 島港、詫間港、丸亀港、坂出港、高松港、 尾道糸崎港、竹原港、呉港、 境港、浜田港、宇野港、水島港、福山港、 新宮港、日高港、和歌山下津港、鳥取港、 賀港、田子の浦港、清水港、 木更津港、千葉港、 三島川之江港、高知港、須崎港、博多港、 津港、舞鶴港、阪南港、阪神港、姫路港、 木富山港、七尾港、 一山口港、宇部港、関門港、徳島小松 衣浦港、名古屋港、 川内港、 細島港、 石垣港 米ノ津港、金武中城港、 油津港、志布志港、 柏崎港、 金沢港、 厳原港、水 新居浜港、 広島港、岩 内浦港、 四日市港、 御前崎港、 新潟港、 横須賀港、

2